

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 1/3]

- ・地方交付税制度の在り方
- ・地方交付税がシーリングの対象となったことに対する見解

吉川沙織君

民主党の吉川沙織でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
まず、予算編成関連から伺いたいと思います。

そもそも、各地方公共団体は、国の一員として一定範囲の事務処理の責を負い、国の理念に基づく行政水準の均質化の要請に応えなければならないものの、これらの行政需要を賄うには地方公共団体の税収入は経済発展の地域的不均衡により著しい偏在を生じています。したがって、このような財源の不均衡を是正し、全ての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度を設けることが必要です。



そこで、地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにあります。地方交付税はその総額を国税にリンクされていますが、これは国が便宜的に一括徴収する、間接徴収する地方税ともいべきものであって、性格的には地方公共団体共有の独立財源です。

また、その用途について何らの制限も受けないうゆる一般財源であって、国庫支出金とは全く異なった特性を有するものです。このような性格を持つ地方交付税交付金については、平成22年度予算までは国債の元利償還費である国債費と同様に義務的経費として扱われ、予算編成上、シーリングによる削減対象となる一般歳出から除外され、必要な経費はしっかり確保されていました。

このような地方交付税の存在意義、予算編成上での取扱いについて総務省の見解を伺います。

政府参考人(佐藤文俊君)



地方交付税の目的、性格に関しましては、今委員がおっしゃったのと全く我々の認識は同一でございます。

それから、シーリングの関係ですけれども、22年度以前の概算要求基準におきましては、この対象は国の一般歳出だけでありました。そういう意味で、地方交付税は対象外とされておりました。23年度以降ですが、平成22年6月に財政運営戦略が閣議決定されておまして、新しい健全化目標が設定されました。その場合に、この目

標はプライマリーバランスをその指標として用いるということになったということ踏まえて、各省庁の要求の基準の対象もこの基礎的財政収支対象経費をベースとするということになりまして、この枠組みが現在まで続いているということです。この中には交付税も入っているんです。

これに関しましては、この枠組みというのは国の中期的な財政健全化の目標を設定するのに必要だったということで、このプライマリーバランス、基礎的財政収支の概念が採用されたということを反映しているものというふうに思っております。

それから、具体の概算要求基準においては、地方交付税に関しては何らかの枠を設定されるということはありません。それから、この中期財政計画の中でも、地方交付税につきましては、この23年度から25年度までの期間中は22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するということが明確に書いてございます。

そうしたことから、この地方交付税が基礎的財政収支対象経費のベースに含まれて概算要求の枠組みが設定されるということもやむを得ないと当時は判断したということでございます。

吉川沙織君

多分、今、次の問いまでまとめてお答えになられてしまったかと思うんですが、平成22年度予算フレームまでと平成23年度予算フレーム、そして平成26年度予算フレーム、23年度からは基礎的財政収支対象経費の中に含まれています。このプライマリーバランスについては、今も御答弁ございましたけれども、小泉政権時代の平成14年の構造改革と経済財政の中期展望において、2010年代初頭には黒字化することが望ましいとされ、これが財政健全化の目標にもなっていました。

地方交付税交付金は、義務的経費として国の一般会計の予算編成においてマイナスシーリングなどの歳出削減の対象から外れていたものが、これを見ますと、社会保障費など他の主要経費と同じように、同じ国の予算編成方針に従うことになったという観点ではそう言えると思います。

ですので、改めて伺います。

この地方公共団体の共有の独立財源としての性格を持つ地方交付税についても、国の予算編成上においてはシーリングの対象に入ったのではないかと思います、いかがでしょうか。

政府参考人(佐藤文俊君)

シーリングということが何を、どのところを意味するかということにもよるかもしれませんが、確におっしゃるように、財政運営戦略における中期の財政フレームの中では、この基礎的財政収支対象経費の中に地方交付税も含まれております。

このことは、先ほどもちょっと申し上げてしまいましたけれども、それぞれの年度の概算要求基準において、例えばほかの経費と同じように、地方交付税の総額が何かこう、マイナス何%とか、そういう枠をはめられるということはこれはしていないということで、他の経費とは明らかにその取扱いを異にしております。



さらに、この期間中でも 22 年度の水準を実質的に下回らないようにするという事も明確に書かれておりますので、これは他の一般的な経費とは明らかに取扱いを異にしていると、それは地方交付税の性格というものを考えた上でのことということだろうと思います。

吉川沙織君

今局長から 22 年度を下回らないということ、ちゃんと確保されるということを御答弁いただきました。

ただ、実際、平成 26 年度の予算編成からは、この編成体制についても変化が見られると私は捉えています。平成 25 年度まで総務省予算と財務省予算は別々の主計官が担当されていましたが、平成 26 年度は総務・地方財政、財務係関係予算として同じ主計官が担当されています。

そこで、財務省に伺います。平成 26 年度予算編成から、なぜ同じ主計官が国債費と地方交付税交付金を担当されるようになったのでしょうか。

政府参考人(太田充君)

今御指摘いただきました主計局主計官の担当でございますけれども、これは予算編成におきまして各主計官の事務負担を平準化する等々の観点を踏まえて決定をしているところでございまして、御指摘いただきましたように、平成 25 年 6 月から財務省予算と総務省予算の担当主計官は同一にいたしました。今ほど申し上げたような考え方に従って、そういうふうな格好にしたものでございます。



ただ、委員御指摘をいただきました国債費ということにつきましては、国債費は確かに財務省に計上しておる予算ではございますけれども、国債の元本償還、利払い費という機械的に、あるいは経済の状況によって機械的に決まるという予算が大宗でございまして、そういう意味で、要求をいただいて、それを査定あるいは調整をするといった予算とは極めて性格が異なるものでございますので、各府省の予算を担当する、9 人ほどいますが、そういう主計官とは別に、予算全体のフレームを担当する総務課の担当の主計官が国債費は所掌するというようにしてございます。

そういう意味で、地方交付税交付金の担当の主計官とは違う主計官が担当するようになっております。これは、平成 25 年の財務省を担当を替えたという以前も国債費だけは総務課担当主計官が持っておりまして、交付税を担当する主計官が財務省を持つときも国債費だけは別にしておりますので、そういう意味で国債費と交付税は別の主計官が担当しているという格好に現在もなっております。

吉川沙織君

今、数字では主計官 9 人とおっしゃいました。この 9 人というのは従前から変わらないんでしょうか。

政府参考人(太田充君)

ちょっと手元にはございませんが、私の記憶ですと、各府省の予算を担当する主計官は、たしか昭和 35 年からだったと思いますが、9 人になっております。それ以外に総務課の担当主計官というのがありますが、各府省の予算を担当する 9 人は、たしか昭和 35 年だったと思いますが、相当昔から 9 人という格好でございます。

吉川沙織君

今、昭和 35 年から主計官の人数は変わらないというお答えをいただきました。

私も、財務省が予算と同時に公表される各予算のポイントというのをずっと追っていました。

平成 25 年度までは司法・警察、財務、経済産業、環境予算と総務省予算に分かれていました。ただ、来年

度予算から、司法・警察、経済産業、環境予算と、総務・地方財政、財務係予算というふうに分かれましたので、私、うがった見方をしてしまいますと、国債費と同じように地方交付税交付金も削減すべきものと考えて、同じ主計官が担当した方がよいと考えられた、こういう側面もあるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

政府参考人(太田充君)

今ほど委員から御指摘ありましたその担当替えは、今先生がある意味での推測をされたような、そういう思いがあって担当を替えたものではございません。

先ほどお話ありましたように、経産省を担当する、あるいは環境省を担当する主計官が持っておりましたけれども、東日本大震災、原発事故を踏まえて、そここのところの業務が大変多忙を極める状況になってきましたので、それと、かつて旧自治省と言っていた時代に、自治省を担当する主計官が旧大蔵省も担当しておりました。そういう経緯も踏まえて、今回そういう担当替えをさせていただいたということでございます。

吉川沙織君

担当替えをされたという、こういう御答弁いただきましたけれども、私がこのような見方をしてしまった理由が一つございます。それは何かといいますと、この担当されている主計官は、平成 25 年 10 月 28 日開催の財

政制度等審議会の財政制度分科会でこんな説明をなさっています。



「8 ページをごらんください。そういつて地方交付税を増やし、地方の一般財源総額を増やす中で、地方団体においてどういうことが起きているのかというのが 8 ページ目の図でございます。上のグラフはさっきと同じです。下のほうを御覧いただきますと、地方の積立金の残高、これには財政調整基金とか減債基金、そういったもののほかに、各種の政策、特定の政策に充てるための基金、いろいろございますけれども、そ

の総額は、この 5 年間ぐらい着実に伸びていると。特に見ていただきたいのは、緑色のところの財政調整基金ですが、これは、景気後退で税収が減って、歳入が足りないとき、取り崩して充てるというのが普通考えられることだと思うんですが、この数年間、危機的な財政状況の中で、むしろ積み上げてきているということでございます。これは、交付税が必要以上に多かつたのではないかというようなことの証左ではないかなと考えております。」、こう発言されています。

これは、つまり、地方分権改革の推進と言いながら、仕事量は地方に移す一方、地方税財源の地方への移

議は進捗していません。そうした中で、後ほど取り上げますけれども、平成 16 年度の地財ショックのように、地方の意思とは無関係に突如として地方交付税、臨時財政対策債が大幅に削減をされる、そのようなことがトラウマとなって、地方団体とすれば、国からの歳出削減要求に、国以上に大胆な行革を行いつつ、できるだけ無駄を削減し、全国的に頻発する各種災害への対応もあって、年度間調整のために財政調整基金をある程度維持していこうとされているのではないかと思います。



このような状況の中で、先ほどの発言から分かることは、地方は余裕があって、それも国が借金で調達した地方交付税をもらい過ぎていると、こう財務省は主張しています。そうすると、総務省の地方交付税の算定、あるいは地方財政計画の制度上などにおいて問題があるということではないのでしょうか。

地方と国の歳出削減、行革の努力度合いとは関係なく、黒字がある地方は赤字の国に協力しろと言っているようにも思えます。

平成 27 年度予算編成に向けて、地方財政計画、地方交付税、財政調整基金などの在り方について今後抜本的な議論が行われるということなんでしょうか、財務省の見解を伺います。

政府参考人(太田充君)

先ほど、昨年秋の財政制度審議会のときの当時の担当主計官のお話、御説明を申し上げたところをお話をいただいたということだろうと思っております。

財政制度審議会と申しますのは、我が国の財政全般について、それは地方交付税だけではなくて社会保障も公共事業も、あるいは ODA も防衛も、あらゆる予算について更にその歳出を節減合理化することはないのかと、そういう余地はないのかということを議論していただくと、そういう審議会でございますので、私どもとしても様々な論点を御提示申し上げて御議論いただいているということでございます。

来年度以降の地方交付税あるいは地財計画といったことにつきましては、当然のことながら、これからの経済の状況あるいはそれを踏まえた国及び地方それぞれの財政状況を踏まえて総務省ときちんと議論していくということでありまして、財務省なり財政制度審議会が一方的に物を決められるわけでは当然ございませんので、重々議論をして年末に向け、また来年の年末に向けて次の議論をさせていただくということだと思っております。

吉川沙織君

そこだけで物事を決めるということではないということ、それから、財務省と総務省でしっかり議論をして決められるということでしたが、この議事録、公開されているものを拝見する限り、国の赤字に地方の黒字、黒字は地方でありますけれども、それに付き合えと言っているにも等しいので、そこはしっかり見ていきたいと思っています。

続きの議事録(2/3)は、[こちら](#)です。